

# 西尾 実の作文教育論 (1)

## 「習作としての写実」論の展開過程

桑 原 隆

### ( I )

西尾実は、大正の終わりから昭和の初め頃の国語教育研究について、次のように回想している。

ここで思い出しておかなくてはなりませんのは、この期間におけるわたしの古典研究よりも、諏訪教育会の『綴り方』という小学校の文集に、最初は土田耕平君、金原省吾君とともに、のちにわたしひとりで、各篇に批評を書いたことや、下伊那教育会へ毎月一回出かけて会員といっしょに研究会を続けたことや、上伊那の辰野の小学校で小林忠雄君などとともに教室を参観して教材研究をしたことや、南安曇郡の梓小学校でも同じような研究をしたことであります。わたしの国語教育研究は、こういう実践を通して教えさせられたもので、その結論的報告は再度上京後、昭和4年の『国語国文の教育』で行いました。(2)

西尾の国語教育研究は、西尾自身の教師としての経験と、この引用にもみられるように、現場の熱心な教師達との共同研究や研究会を指導していく過程のなかから発展してきた部分が多い。さらに、「子どもの作文との出会いから、国語教育の道に分けいった」(3)とも語っているように、西尾の国語教育の実践および理論において、作文教育の占めている位置は大きく、中核をなしているといってもよいであろう。しかも、この作文教育研究は、とくに昭和4年前後から10年代にかけて、長野県の各地で継続的な研究を指導し、そこで児童の作文を批評したり類型化の試みを行ったことから、新たな深まりや発展をみせたのである。

一方ではラフカディオ・ハーン(小泉八雲)、ジョン・ラスキン、モウルトンなどの著作から、文章表現の原理ともいべきものを学びつつ、もう一方では、教育としての実践的側面を現場の教師達との研究を通じて学び、その両者から西尾自身の作文教育観や実践的原理を深化拡大し、発展させていった。したがって、西尾の作文教育論の展開を探究する場合、とくに長野県を中心にした現場の教師達との研究活動やその指導の過程などを明らかにすることが、重要な一つの鍵となつてこよう。このことは、作文教育研究のみならず、国語教育研究のあり方にも示唆を与えるであろう。

そこで、次節において、昭和の初めに諏訪教育会の「綴り方研究委員会」が継続的に行った活動および西尾の指導の展開をみ、西尾の作文教育論の一つの発展過程を位置づけてみたい。

### ( II )

西尾は昭和4年の『国語国文の教育』刊行以前の昭和の初め前後より、長野県の各地で継続的な

研究や指導、講演を行っている。『国語教育者の歩み』によれば、大正15年に長野師範付属で、昭和2年に北佐久郡野沢小で、ともに「写生文」について講演あるいは指導を行っているようである。(4)

西尾の作文教育研究において、昭和4年前後から10年代にかけての一つの発展は、“習作としての写実”という考え方である。「写生文」について大正15年および昭和2年の段階ですでに言及されているようであるが、『国語国文の教育』にあっては、写生論あるいは写実論についての言及はみられない。したがって、この昭和4年の段階においては、作文教育における「写生」や「写実」の位置づけは、西尾の作文教育論においてまだ必ずしも確固たるものではなかったと思われる。昭和4年前後から“習作としての写実”という考え方が、作文教育の実践論として徐々に形成されていくのであるが、それはまず諏訪教育会の「綴り方研究委員会」の5箇年にわたる継続研究を通じてである。

諏訪教育会の「綴り方研究委員会」は大正14年に設けられ、昭和4年までの5箇年にわたり継続研究を行っている。西尾はこの研究委員会の研究指導にあたった。委員会の活動の概要は、『国語教育者の歩み』に整理されているところによれば、以下のとおりである。(5)

- |       |   |
|-------|---|
| 大正14年 | 長塚節・正岡子規・島崎藤村・モーパッサン・小泉八雲等の文章について研究。『綴り方に就て 其1』を発行。                                       |
| 大正15年 | 児童の綴り方で優秀作品を集めて三部に整理し、土田耕平・宇野喜代之介・金原省吾の三氏に批評を依頼。これをまとめて『綴り方に就て 其2、其3、其4』として発行。            |
| 昭和2年  | 各学年1箇年間の綴り方の指導記録を作成。(同時に、『補習国文読本』(西尾実編)の研究を行い、この研究に基づき翌年の昭和3年8月、“教材としての文章観”と題して西尾が講演を行う。) |
| 昭和3年  | 前年の指導記録を整理し、学年別・作者別に総計192編をまとめ、西尾実・土田耕平・金原省吾の三氏に批評を依頼。これをまとめて『綴り方に就て 其5』として発行。            |
| 昭和4年  | 推考の問題を中心に西尾が指導。『綴り方に就て 其6』の刊行が予定されていたが未刊  |

『綴り方に就て 其1～其4』は未見であるが、其1に文章研究の対象としてとられている作家をみると、その採択においてすでに写生主義的な考え方が流れていることがわかる。これは、諏訪が島木赤彦の郷里であり、その影響から諏訪にはすでに写生主義的な考え方がかなり浸透していたためであろう。作家・作品の選択に、西尾自身の考え方がどの程度働いていたものか定かではないけれども、当時小泉八雲の「制作論」からは、とくに推敲(考)の問題について強い影響を受けており、小泉八雲に関しては西尾の考え方に基づくものであろう。(6)

昭和3年度(4年目)は、各学年男女1名ずつを選び、さらに各児童月1編の12編を選び、教師の指導方針をそえて学年別・作者別にまとめ、これを西尾・土田・金原の三氏が別々に個々の作品について批評した。尋常科6学年、高等科2学年の計8学年、児童数は各学年2名ずつの計12名、作品数は総計192編である。『綴り方に就て 其5』は、153編がおさめられていることからすると、西尾・土田・金原の三氏が批評したものをさらに整理してまとめたものと思われる。

〔『綴り方に就て 其5』〕

B5判 総525ページ おさめられている児童の作品数は以下の通りである。

尋常科1年	男 生 (宮 坂)	7編	女 生 (北 村)	7編
" 2年	男 生 (武 川)	12編	女 生 (柳 沢)	12編
" 3年	男 生 (藤 森)	12編	女 生 (小 沢)	11編
" 4年	男 生 (平 塚)	6編	女 生 (小 口)	7編
" 5年	男 生 (小 林)	10編	女 生 (柳 沢)	10編
" 6年	男 生 (石 田)	8編	女 生 (小 川)	11編
高等科1年			女 生 (岩 波)	12編
			女 生 (金 子)	10編
高等科2年	男 生 (野 口)	9編		
	男 生 (小 口)	9編		

見開きのところには、「西尾実氏、金原省吾氏、土田耕平氏評 児童の綴り方」という題がつけられている。153の全編に西尾、金原の両氏の批評がつけられている(土田は当時病気のため特別な作品についてのみ批評)。最後の11頁にわたっては、西尾実の総評が学年別と全体にわたるものとに分けて掲載されている。総評には金原、上田の両氏は加わっていない。本稿の冒頭で引用した西尾のことばで、諏訪教育会について述べている部分は、昭和2～3年頃のこの辺の事情を語っているものと思われる。『国語国文の教育』において、162～163ページで西尾が引用している児童の2編の作品は、この時の作品で、尋常1年の北村という女生徒および尋常2年の武川という男生徒の綴り方である。

西尾は児童の作品一つ一つすべてにわたって、主題・構想・叙述という観点から批評を加え、児童の一箇年および尋常科1年から高等科2年にわたる綴る力の発達を実証的に研究しようとした。この研究の段階においては、「習作」や「写生」(写実)という考え方が十分にはまとまりをみせていないけれども、この批評のなかにそのような考え方が、作文教育の実践的な方法としてのべられていることには注目しておいてよいであろう。

たとえば、「習作」については、尋常科3年の藤森という児童が書いた「わかさぎ取り」の批評のなかで、次のように述べている。

生活記録の文で進歩の段階からいえば、まだ真の主題が、成立しない、義務的律的作品であるが、只習作が生まれたために、次の段階のものと近接し、その望を摩する観さえ無いではない。大変に熱心に本気になって精しい叙述を試みている所がよいと思います。

只真の主題に発していないために、精しくすればするほど、かさばり、混雑して来て、全文をぎごちなくさせています。殊に会話の採入れに特別な努力を払っているのが目立ちます。しかし巧妙さを学ばせるよりは、こういう地味な丹念な習作を横ませることが、どんなにか肝要と思われれます。(7) (傍線引用者)

また、「写生」についての一例を示せば、高等科一年の岩波という女生徒が書いた「一匹の蛙」の批評の中で次のように述べている。

…写生は綴る力を確実にする上に有力な道ではありますが、それを行うには作者はどのような立場に立たなくてはならぬか、その指導が肝要だと思います。小学校の綴り方としては生物的観察からの写生もよければ、文学的立場からの写生もよく、更にその何れでもある児童らしい観察の写生もよいと思います。この文に現れたような立場を採っての写生は考慮すべきものではないでしょうか。(8) (傍線引用者)

### ( III )

西尾は明治43年長野師範学校を卒業して、飯田尋常高等小学校の教壇に立ったのであるが、当時の作文教育についての考え方は次のようなものであった。

- |                                  |                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 分量に関する制限の撤廃<br>学年に応ずる長短はない    | 4. 用語に対する制限の撤廃<br>いかなる用語によるも可        |
| 2. 文体に対する制限の撤廃<br>文語体、口語体、いずれも可  | 5. 程度に対する制限の撤廃<br>学年に応ずる程度はない        |
| 3. 内容(思想)に対する制限の撤廃<br>自己選題も自由である | 6. 時間に対する制限の撤廃<br>いつでも書きたい時に書けばよい(9) |

一切の枠や制限を取り払い、書きたい時に自由に書くという方針である。明治期の形式的な範文模倣主義を徹底して否定し書き手の側に主体を置き、しかも文芸的な作品の成立をめざした考え方である。綴り方は、自己の真実(主体的真実)、主体的な感動を、自分のことばで表現すべきものである。感動体験といっても必ずしも常時あるわけではない。したがって、当然特設の時間や決められた時間において文章に綴るということは否定されてくる。形式的な技術的な練習ということも、それは明治期の範文模倣主義へともどってしまうことにつながってこよう。以上のような考え方か

ら西尾実の作文教育は始まっているのであるが、徹底して書き手の側に立ち、しかも表現や創作というものの原理的思考方を探究したことは歴史的に評価されてよいであろう。

このような作文教育観の背後には、西尾の中世文学や近代文学の文学研究があり、ひいてはラフカディオ・ハーンの創作論、芭蕉の句作論とも結びついてくる。したがって、これらの考え方が、作文教育の実践論として有効性を発揮するためには、教育の問題として、また、学習者である児童の問題として新たな追究や検討がなされなければならなかった。書き手の主体的真実や感動体験は、文章表現の原動力として重要ではあるが、その原動力ともいべきものがあれば即文章表現が可能になるとは必ずしもいえないのである。そこに、“習作としての写実”という考え方がとり入れられたと考えることができよう。この“習作としての写実”は、創作論や主題・構想・叙述論とは次元を異にした、教育としての具体的な実践論である。しかし、“習作”とはいっても、たんなる文章の形式的な技術的な練習をめざしたのではない。あくまでも書き手が対象を自分の目でよく見て、借り物のことばではなくて自分のことばとして表現していくのである。

“習作”や“写生・写実”という考え方を作文教育の実践的な方法として西尾がとり入れたことは、西尾の作文教育論にあって一つの大きな進展と考えることができるが、その契機をなしたのが(Ⅱ)でのべた諏訪教育会の「綴り方研究委員会」の継続研究であったと考えてよいであろう。『国語教育者の歩み』には、編集委員が当時の模様を次のように書いている。

この綴り方研究は、先生にとり、児童の作品に親しく眼をそそぐ初めてのものであるが、「諏訪の児童はすぐれた写生文を書くので、教えられるところが多い。」と言われ、「其五」の作品を著書にも引用されている。(10)

写生主義やそれに基づく綴り方教育は、長野県にあっては、島木赤彦・駒村徳台・五味義武といった人達によってすでに主張もされ実践もされていた。しかも、西尾は彼らとはかなりの親交があった間柄であり、西尾にとって写生主義や写生文といった考え方はこと新しいものではなかったであろう。しかし、諏訪の児童の綴り方192編を丹念に読み、すべてに批評を加える体験によって、「写生文」の意義を現実に発見したのである。そして、この契機によって、西尾は写生・写実を綴り方教育の一方法として意義づけ、“習作としての写実”論へと展開していった。

#### (Ⅳ)

諏訪の「綴り方研究委員会」の継続研究では、同一児童の一箇年にわたる綴る力の発達と、尋常科1年から高等科2年までの8箇年(この場合は同一児童ではない)にわたる綴る力の発達を、実際に児童が綴った作品に基づいて研究した。学年のたてとよこにわたって研究したのである。この実証的な研究は歴史的にも評価されるべきであろうし、今後もこのような実証的な研究が国語教育研究において行われなくてはならないであろう。

諏訪での研究は、下伊那郡下久堅小学校（昭和4年～8年）や下伊那教育会第2支会（昭和6年～10年）での継続研究へと発展していく。前者の継続研究では、特定の一児童を数箇年にわたって研究したものである。これらの昭和4年頃から昭和10年頃までの研究を通じて、西尾は主題・構想・叙述の類型化を試み、同時に“習作としての写実”という実践的な考えを進展させていった。“習作としての写実”という考え方は、“文芸を中心とした完成段階の言語文化を生産の素地において見る”という言語活動主義の考え方の萌芽とみなすことができる。このような観点より、諏訪教育会以後の実践的研究を次に検討してみたい。（続く）

注

- (1) 本稿は、(イ)「国語教育論の展開」（昭49・3 東京教育大学教育学部紀要第20巻）  
(ロ)「国語教育論の展開（その2）」（昭54・3 筑波大学教育学系紀要）に続くものである。
- (2) 『教室の人となって』国土社 昭46・2・5 93～94ページ
- (3) 『西尾実先生実践指導記録 国語教育者の歩み』  
西尾実先生古稀記念事業委員会 編 昭34・11・15 37ページ
- (4) (3) 37ページ
- (5) (3) 38ページ
- (6) 小泉八雲の「制作論」は“Life And Literature”の中の“On Composition”の部分である。西尾はこの著を大正11年に丸善書店で入手している。  
( (2) 78～79ページ )
- (7) 『綴り方に就て 其5』 105ページ
- (8) (7) 382～383 ページ
- (9) 「綴方教育の歴史」『西尾実国語教育全集』第3巻  
教育出版 昭50・2・28 217～218 ページ
- (10) (3) 38 ページ
- (11) 「この動きを本県の綴方教育に見ますと、島木先生が、子規、左千夫の考えを継いで写生文主義を提唱されて参りました。私は師範学校卒業後2年間ほど教職におったのでありますが、このころ長野師範の駒村徳治氏と松本女子師範の五味義武君とが「綴方教授細目」を作ったことを記憶しております。その後この二人が写生主義の綴方というものを発し、私も一部いただいたのでありますが、この写生主義の綴方は、本県におられたからこそ生まれたものであると考えられます。それは、本県には既に島木先生による綴方教育の革新がなされつつあったからと思うのであります。……………」  
島木先生は小学校における綴方に、非常に早くから写生文主義を取り入れられ、諏訪における綴方教育は先生によって一大転換を来たしたものではないかと思えます。  
( (9) 216 ページ )